

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	700	700	—	0.0
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	700	700	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	2,423	1,916	507	26.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,423	1,916	507	26.4

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	700	700	—
(内訳) 指定金融機関への貸付け	700	700	—

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	700	700	—
(財源) 財政投融资	700	700	—
財政融資	700	700	—
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	—	—	—
一般会計補給金	1	1	0
貸付回収金	193	113	80
借入金償還	△193	△113	△80
その他	△1	△1	△0

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

#### 【特定事業促進円滑化業務（22年8月16日開始）】

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「低炭素投資促進法」という。）」により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するもの（以下「特定事業」という。）を事業者が実施するために必要な資金を、銀行その他の政令で定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、特定事業が「民間金融機関だけでは十分な資金調達を行うことが困難である大規模かつ中長期の安定的資金を要する事業」（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

#### 【事業再編促進円滑化業務（26年1月20日開始）】

「産業競争力強化法」により、公庫は、産業競争力強化の観点から、事業再編等を事業者が実施するために必要な資金を、銀行その他の政令で定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「事業者が戦略的な事業再編を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業再編の実施に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

#### 【開発供給等促進円滑化業務（令和2年8月31日開始）】

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」により、公庫は、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を事業者が実施するために必要な資金を、銀行その他の政令で定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に対して「民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

前1. のとおり、当業務では、低炭素社会の実現、産業の新陳代謝及び特定高度情

報通信技術活用システムの普及といった特に政策性の高い分野において、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を、公庫が指定金融機関に対して補完的に供給することで、民間では担えないリスクを分担している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

該当なし

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

元年度における株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）に対する財政投融資は1,400億円（＝財政融資資金）を予定していた。特定事業促進円滑化業務については、新たな設備投資への資金需要にはつながらなかった。他方、事業再編促進円滑化業務については、1,000億円の利用があったが、当初支援を想定していた案件のうち民間金融機関からの資金調達が可能になったことにより資金需要につながらなかったものがあった。以上のことから、財政投融資としては400億円の運用残が生じた。

令和3年度については、具体的に見込まれる資金需要を勘案し、事業者への円滑な資金供給に支障をきたすことがないよう、700億円（全額財政融資資金）を要求している。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	29年度	30年度	元年度
運用残額	495億円	700億円	400億円
運用残率	98.9%	100.0%	28.6%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

### ① 要求内容

公庫が行う特定事業等促進円滑化業務は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業者、産業競争力の強化に資する事業再編等を行う事業者及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を行う事業者への資金供給の円滑化を図るものである。

### ② 記載箇所

- ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）に基づき、ポスト・コロナの社会においてビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を加速し、環境ビジネス分野で雇用を創出し、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への移行を加速化させるべく国内外の取組を強化していく。  
(成長戦略フォローアップ)
- ・スピンオフを含む事業再編を促進するための実務指針を策定し、企業に対応を促すとともに、事業再編等の円滑化を図る立法措置を検討する。  
(成長戦略実行計画)
- ・5G基地局の整備やローカル5Gの導入をあまねく促進するとともに、ポスト5Gに関する技術開発を推進する。  
(経済財政運営と改革の基本方針2020)

## 財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務））

### 1. 政策的必要性

#### （1）事業概要

特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務及び開発供給等促進円滑化業務は、銀行その他の政令で定める金融機関（指定金融機関）に対して長期の資金供給を行うことを目的とする。

#### （2）施策のメニュー

（ツーステップ・ローン）

財政融資資金の借入れにより調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするものである。

#### （3）規模の必要性

事業者の資金需要を見据えた円滑な資金供給に、支障をきたすことのないよう、令和3年度の事業規模については、700億円を要求している。

### 2. 民業補完性

#### 【特定事業促進円滑化業務】

特定事業促進円滑化業務は、事業者が特定事業を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、低炭素投資促進法により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給することが認められたものである。

#### 【事業再編促進円滑化業務】

事業再編促進円滑化業務は、事業者が事業再編等を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、産業競争力強化法により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給することが認められたものである。

#### 【開発供給等促進円滑化業務】

開発供給等促進円滑化業務は、事業者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給するものである。

したがって、特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務及び開発供給等促進円滑化業務とも、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難な長期資金を、公庫が指定金融機関に対して補完的に供給するものであり、「民間では担えないリスクの負担」をするものとして、民業補完性は認められる。

### 3. 有効性

指定金融機関に長期の資金を供給することによって、指定金融機関は円滑な資金供給を行うことが可能となる。

### 4. その他

#### (1) 資金調達手段の適正性

当該政策目的を円滑に遂行し、かつ政策金融改革の趣旨等を踏まえて、資金調達手段は安定的かつ低コストなものとする必要があり、財政融資が必要である。

#### (2) 財務の健全性への影響（財政投融资資金の償還確実性）

指定金融機関には、必要な資金を供給する特定事業促進業務、事業再編促進業務又は開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施することが求められる。3業務は特に政策上の措置を受けて行う業務であることから、指定金融機関によって長期にわたり適切かつ安定的な資金管理等が行われるよう指定基準が定められている。

また、指定金融機関の信用リスクについては、低炭素投資促進法、産業競争力強化法及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、主務大臣は指定金融機関に対する検査・監督権限を有していることから、その適切な行使によって指定金融機関の健全性をチェックすることができるため、償還確実性は担保されている。

## 元年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

### 1. 決算についての総合的な評価

#### ○損益計算書の状況

指定金融機関への貸付実績は1,000億円となった。資金運用収益（貸出金利息）は198百万円となり、政府補給金収入等を加え経常収益は273百万円となった。

一方で、資金調達費用（借入金利息）は198百万円となり、営業経費87百万円を加え経常費用は286百万円となった。

この結果、経常損失及び当期純損失は12百万円となった。

#### ○貸借対照表の状況

指定金融機関に対する貸出金132,977百万円が資産の大部分を占め、相応の資金を借入金により調達した。

純資産は、当期純損失12百万円の計上により、189百万円となった。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産	133,296	百万円
○ 負債	133,107	百万円
○ 純資産	189	百万円

#### (2) 費用・収益の状況

○ 費用	286	百万円
○ 収益	273	百万円